

## 新型コロナウイルス感染症に係る年表(国の対応)

### 令和元年度

- 1月16日：国内初感染事例を発表
- 2月3日：ダイヤモンド・プリンセス号が横浜港に寄港。2月5日以降、陽性者を順次医療機関へ搬送
- 2月25日：新型コロナウイルス感染症対策の基本方針策定
- 2月27日：全国一斉休校の要請
- 3月11日：WHOがパンデミックを宣言
- 3月14日：新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正
- 3月28日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針策定
- 3月30日：IOCがオリンピック・パラリンピックの1年延期を決定

### 令和2年度

- 4月：全世帯へ布製マスク配布開始
- 4月7日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
  - ・緊急事態宣言発出（最終的な期間は、4月7日から5月25日まで）
  - ・緊急事態措置区域（千葉県）における要請内容

#### 【住民】

- 外出自粛等の協力要請

#### 【事業者】

- 施設の使用制限の要請
  - イベント開催の制限を要請
  - 在宅勤務を強力的に推進
- 4月11日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
  - 4月16日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
    - ・緊急事態措置区域を全都道府県へ変更
  - 5月4日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
    - ・緊急事態宣言の期間を5月6日までから、5月31日までに延長
  - 5月14日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
    - ・緊急事態措置区域を変更
  - 5月21日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
    - ・緊急事態措置区域を変更
  - 5月25日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
    - ・緊急事態宣言の期間を5月25日で終了

- ・緊急事態宣言対象外地域（千葉県）における要請内容

#### 【住民】

- 基本的感染対策などの徹底

#### 【事業者】

- 施設の使用制限の要請は地域の実情に応じて判断
- イベント開催の制限の要請
- 在宅勤務を引き続き推進

1月7日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・緊急事態宣言発出（最終的な期間は、1月8日から3月21日まで）
- ・緊急事態措置区域（千葉県）における要請内容

#### 【住民】

- 外出自粛等について協力の要請

#### 【事業者】

- 飲食店への営業時間短縮の要請
- イベント開催の制限の要請
- 在宅勤務を強力に推進

1月13日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・緊急事態措置区域を変更

2月2日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・緊急事態措置区域変更及び期間を2月7日までから3月7日までに延長

2月12日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

2月17日：コロナワクチンが特例臨時接種として位置づけられ、医療従事者へのワクチン接種開始

2月26日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・緊急事態措置区域を変更

3月5日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・緊急事態宣言の期間を3月7日までから3月21日までに延長

3月18日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・緊急事態宣言の期間を3月21日で終了

## 令和3年度

4月1日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・まん延防止等重点措置発出（最終的な期間は、4月5日から9月30日まで）

4月9日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・まん延防止等重点措置区域の変更及び期間の延長

4月12日：高齢者へのワクチン接種開始

4月16日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・まん延防止等重点措置区域の変更
- ・まん延防止等重点措置対象地域（千葉県）における要請内容

#### 【住民】

- 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛
- 営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしない
- 不要不急の都道府県間の移動は、極力控える

#### 【事業者】

- 飲食店等への営業時間短縮の要請（20時まで）
- 感染状況等に応じ、措置区域以外の地域で、飲食店等への営業時間短縮の要請
- 発熱者の入場禁止や手指消毒設備の設置等の特措法施行令第5条の5に規定される各措置を要請
- カラオケ設備の利用自粛を要請
- イベント開催の制限の要請
- 在宅勤務を強力に推進

4月23日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・緊急事態宣言発出（最終的な期間は、4月25日から9月30日まで）
- ・まん延防止等重点措置区域の変更

5月7日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・緊急事態措置区域及び期間を変更
- ・まん延防止等重点措置区域の変更及び期間の延長

5月14日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・緊急事態措置区域及び期間を変更
- ・まん延防止等重点措置区域の変更及び期間の延長

5月21日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・緊急事態措置区域及び期間を変更
- ・まん延防止等重点措置区域の変更

5月28日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・緊急事態宣言の期間を延長
- ・まん延防止等重点措置の期間を延長

6月10日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・まん延防止等重点措置区域の変更

6月17日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・緊急事態措置区域及び期間を変更
- ・まん延防止等重点措置区域の変更及び期間の延長

- ・まん延防止対象地域（千葉県）における要請内容

**【住民】**

- 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛
- 営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしない
- 不要不急の都道府県間の移動は、極力控える

**【事業者】**

- 飲食店等への営業時間の短縮の要請（20時まで）
- 酒類の提供は、「一定の要件」を満たした店舗において19時まで提供できるとし、当該要件を満たさない店舗に対して酒類の提供自粛を要請
- 感染状況等に応じ、措置区域以外の地域で、飲食店等への営業時間短縮の要請
- 飲食を主として業としている店舗においてカラオケ設備を提供している場合、利用自粛を要請
- 発熱者の入場禁止や手指消毒設備の設置等の特措法施行令第5条の5に規定される各措置を要請
- 大規模な集客施設等に対し、営業時間の短縮を要請するとともに、入場整理等について働きかけを実施
- イベント開催の制限の要請
- 在宅勤務を更に徹底するよう働きかけ

7月8日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・緊急事態措置区域及び期間を変更
- ・まん延防止等重点措置区域の変更及び期間の延長

7月23日：東京オリンピック競技大会が開幕（7月23日から8月8日まで）

7月30日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・緊急事態措置区域及び期間を変更
- ・まん延防止等重点措置区域の変更及び期間の延長
- ・緊急事態措置区域（千葉県）における要請内容

**【住民】**

- 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛
- 20時以降の不要不急の外出自粛
- 特に混雑している場所や時間をさけて行動すること、感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること
- 不要不急の帰省や旅行など、都道府県間の移動は極力控える
- 路上、公園等における集団での飲食など、感染リスクが高い行動の自粛

**【事業者】**

- 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店に対して休業を要請

- 上記以外の飲食店（宅配やテイクアウト除く）に対して、営業時間の短縮（20時まで）を要請
- 大規模な集客施設等に対し、営業時間の短縮を要請するとともに、入場整理等について働きかけを実施
- イベント主催者等に対して、規模要件等（人数上限5,000人、かつ、括収容率50%以内等）に沿った開催、営業時間短縮（21時まで）を要請

8月5日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・まん延防止等重点措置区域の変更

8月17日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・緊急事態措置区域及び期間を変更
- ・まん延防止等重点措置区域の変更及び期間の延長

8月24日：東京パラリンピック競技大会が開催（8月24日から9月5日まで）

8月25日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・緊急事態措置区域を変更
- ・まん延防止等重点措置区域の変更

9月9日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・緊急事態措置区域及び期間を変更
- ・まん延防止等重点措置区域の変更及び期間の延長

9月28日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・緊急事態宣言の期間を9月30日で終了
- ・まん延防止等重点措置の期間を9月30日で終了
- ・緊急事態宣言解除後対象地域（千葉県）における要請内容

#### 【住民】

当面、法第24条第9項に基づき、

- 混雑している場所や時間を避けて少人数で行動すること
- 企業における在宅勤務（テレワーク）等の推進状況を踏まえた柔軟な働き方への対応を行うこと
- 飲食店等に対する時短要請を踏まえた夜間の対応を行うこと等の協力の要請を行うこと
- 外出・移動については、感染状況等に応じ、地域における外出・移動の自粛や感染が拡大している地域との間の移動の自粛を要請する等、重点措置区域で適用される措置も参考にしながら、その対応について各都道府県知事が適切に判断すること

#### 【事業者】

- 地域の感染状況等を踏まえ、法第24条第9項に基づき、飲食店に対する営業時間の短縮の要請を行い、その後、地域の感染状況等を踏まえながら、対策の緩和については段階的に行い、期間は1か月までを目途とする。

- 営業時間の短縮の要請については、認証等適用店については21時まで、第三者認証制度の適用店舗以外の店舗については20時までとすることを基本とする
- 酒類の提供については可とするが、地域の感染状況等に応じ、重点措置区域で適用される措置も参考にしながら、各都道府県知事が適切に判断すること
- イベント主催者等に対して、法第24条第9項に基づき、規模要件等（人数上限5,000人又は収容定員50%以内（ただし、10,000人を上限）のいずれか大きい方等。）に沿った開催の要請を行うこと。また、都道府県知事の判断により、開催時間制限の要請を行うこと

11月19日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・緊急事態宣言解除後の地域（千葉県）における要請内容

#### 【住民】

- 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は控え、基本的な感染防止策を徹底する。
- 緊急事態措置区域及び重点措置区域への不要不急の移動は、極力控える。ワクチン・検査パッケージ制度の適用を受けた者は、その対象としないことを基本とする。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出の自粛に関して速やかに必要な協力の要請等を行う。

#### 【事業者】

- ・飲食店等に対しては、感染拡大の傾向がみられる場合には法第24条第9項に基づき、
  - 飲食店に対する営業時間の短縮の要請を行う。この場合において認証店以外の店舗については20時までとし、認証店については要請を行わないことを基本とする。
  - 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請するものとし、認証店におけるワクチン・検査パッケージ制度を適用した会食については、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食も可能とする。
- ・施設については、これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼する。感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、施設の使用制限等を含めて、速やかに必要な協力の要請を行う。
- ・イベント等については、法第24条第9項に基づき、
  - 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員までとする。
  - それ以外の場合は、人数上限5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方、かつ収容率の上限50%（大声あり）・100%（大声なし）とする。

12月1日：ワクチンの3回目接種開始

1月7日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・まん延防止等重点措置発出（最終的な期間は、1月9日から3月21日まで）

1月19日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

・まん延防止対象地域（千葉県）における要請内容

#### 【住民】

- 営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしない
- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛及び感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛
- 不要不急の都道府県間の移動は、極力控えるように促すこと（対象者全員検査を受けた者は、その対象としないことを基本とする。）

#### 【事業者】

・飲食店等に対して、

- 認証店以外の飲食店に対する営業時間の短縮（20時までとする。）の要請を行うとともに、酒類の提供を行わないよう要請する。認証店に対しては、営業時間の短縮（21時までとすることを基本とする。）の要請を行う。
- 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請し、認証店における対象者全員検査を実施した会食については、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食も可能とする。

・施設については、地域の感染状況等に応じて、必要な要請を行う。

・イベント等については、法第24条第9項に基づき、

- 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限20,000人かつ収容率の上限を100%とする。さらに、対象者全員検査を実施した場合には、人数上限を収容定員までとすることを可能とする。
- それ以外の場合は、人数上限5,000人かつ収容率の上限を50%（大声あり）・100%（大声なし）とする。

1月25日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

2月3日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

2月10日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

2月18日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

2月28日：小児（5～11歳）へのワクチン接種を開始

3月4日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

3月17日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

・まん延防止等重点措置の終了

・まん延防止対象地域以外（千葉県）における要請内容

#### 【住民】

- 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底する。
- 緊急事態措置区域及び重点措置区域への不要不急の移動は、極力控える。対象者全員

検査を受けた者は、その対象としないことを基本とする。

- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出の自粛に関して速やかに必要な協力の要請等を行う。

#### 【事業者】

- ・飲食店等に対しては、感染拡大の傾向がみられる場合には法第24条第9項に基づき、
  - 飲食店に対する営業時間の短縮の要請を行う。この場合において認証店以外の店舗については20時までとし、認証店については要請を行わないことを基本とする。
  - 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請するものとし、認証店における対象者全員検査を実施した会食については、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食も可能とする。
- ・施設については、これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼する。感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、施設の使用制限等を含めて、速やかに必要な協力の要請を行う。
- ・イベント等については、法第24条第9項に基づき、
  - 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%とする。
  - それ以外の場合は、人数上限5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方、かつ収容率の上限50%（大声あり）・100%（大声なし）とする。

## 令和4年度

5月23日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・住民や事業者への要請内容

#### 【住民】

- 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底する。
- 緊急事態措置区域及び重点措置区域への不要不急の移動は、極力控える。対象者全員検査を受けた者は、その対象としないことを基本とする。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出の自粛に関して速やかに必要な協力の要請等を行う。

#### 【事業者】

- ・飲食店等に対しては、感染拡大の傾向がみられる場合には法第24条第9項に基づき、
  - 飲食店に対する営業時間の短縮の要請を行う。この場合において認証店以外の店舗については20時までとし、認証店については要請を行わないことを基本とする。
  - 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請するものとし、認証店における対象者全員検査を実施した会食については、同一グループの同一テーブル



ルでの5人以上の会食も可能とする。

- ・施設については、これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼する。感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、施設の使用制限等を含めて、速やかに必要な協力の要請を行う。
- ・イベント等については、法第24条第9項に基づき、
  - 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員までとする。
  - それ以外の場合は、人数上限5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方、かつ収容率の上限50%（大声あり）・100%（大声なし）とする。

5月25日：60歳以上及び18歳以上で基礎疾患を有する者等を対象としたワクチンの4回目接種を開始

7月15日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

7月29日：社会経済活動を維持しながら感染拡大に対応する都道府県への支援

- ・B.A. 5対策強化宣言を行う都道府県への支援

9月8日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

住民や事業者への要請内容

#### 【住民】

- 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染対策を徹底する。
- 緊急事態措置区域及び重点措置区域への不要不急の移動は、極力控える。対象者全員検査を受けた者は、その対象としないことを基本とする。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出の自粛に関して速やかに必要な協力の要請等を行う。

#### 【事業者】

- ・飲食店等に対しては、感染拡大の傾向がみられる場合には法第24条第9項に基づき、
  - 飲食店に対する営業時間の短縮の要請を行う。この場合において認証店以外の店舗については20時までとし、認証店については要請を行わないことを基本とする。
  - 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請するものとし、認証店における対象者全員検査を実施した会食については、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食も可能とする。
- ・施設については、これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼する。感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、施設の使用制限等を含めて、速やかに必要な協力の要請を行う。
- ・イベント等については、法第24条第9項に基づき、

- 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員までとする。
- それ以外の場合は、人数上限5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方、かつ収容率の上限50%（大声あり）・100%（大声なし）とする。

※同一イベント等において、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率の上限は、それぞれ、50%（大声あり）・100%（大声なし）とする。

9月8日：Withコロナに向けた新たな段階への移行

- ・高齢者・重症化リスクのある者に対する適切な医療の提供を中心とする考え方に転換し、新型コロナウイルスへの対応と社会経済活動の両立をより強固なものとした、Withコロナに向けた新たな段階に移行

- ・9月26日から全国一律で発生届の対象者を4類型に限定（65歳以上の者・入院を要する者・重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する者・妊婦）

9月20日：12歳以上の全ての方を対象としたオミクロン株ワクチンの接種を開始

9月26日：発生届の全数届出見直し

11月5日：乳幼児（生後6カ月～4歳）へのワクチン接種を開始

11月25日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

1月27日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・住民や事業者への要請内容

#### 【住民】

- 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染対策を徹底する。
- 緊急事態措置区域及び重点措置区域への不要不急の移動は、極力控える。対象者全員検査を受けた者は、その対象としないことを基本とする。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出の自粛に関して速やかに必要な協力の要請等を行う。

#### 【事業者】

- ・飲食店等に対しては、感染拡大の傾向がみられる場合には法第24条第9項に基づき、
  - 飲食店に対する営業時間の短縮の要請を行う。この場合において認証店以外の店舗については20時までとし、認証店については要請を行わないことを基本とする。
  - 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請するものとし、認証店における対象者全員検査を実施した会食については、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食も可能とする。
- ・施設については、これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼する。感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、施設の使用制限等

を含めて、速やかに必要な協力の要請を行う。

- ・イベント等については、法第24条第9項に基づき、
  - 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員までとする。
  - それ以外の場合は、人数上限5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方、かつ収容率の上限を100%とする。

1月27日：5類移行の方針決定

2月10日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

#### 【新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針】

- 「マスクの着用」の考え方については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、マスクの着用が効果的である場面などを示すこととする。

#### 【学校における取組】

- 学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。（令和5年4月1日より適用）

#### 【住民】

- 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染対策を徹底する。
- 緊急事態措置区域及び重点措置区域への不要不急の移動は、極力控える。対象者全員検査を受けた者は、その対象としないことを基本とする。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出の自粛に関して速やかに必要な協力の要請等を行う。

#### 【事業者】

- ・飲食店等に対しては、感染拡大の傾向がみられる場合には法第24条第9項に基づき、
  - 飲食店に対する営業時間の短縮の要請を行う。この場合において認証店以外の店舗については20時までとし、認証店については要請を行わないことを基本とする。
  - 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請するものとし、認証店における対象者全員検査を実施した会食については、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食も可能とする。
- ・施設については、これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼する。感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、施設の使用制限等を含めて、速やかに必要な協力の要請を行う。
- ・イベント等については、法第24条第9項に基づき、
  - 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員までとする。

- それ以外の場合は、人数上限5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方、かつ収容率の上限を100%とする。

## 令和5年度

4月27日：5月8日に5類移行を正式決定。

4月27日：基本的対処方針の廃止を決定

4月28日：国対策本部の廃止を決定

5月8日：5類移行

5月8日：65歳以上及び5歳以上で基礎疾患を有する者等を対象としたワクチンの「令和5年春開始接種」を開始

9月20日：生後6カ月以上の全ての方を対象としたワクチンの「令和5年秋開始接種」を開始

3月31日：ワクチンの特例臨時接種期間終了